

**改正**

平成14年5月31日要綱第10号  
平成15年5月30日要綱第10号  
平成16年5月17日要綱第3号  
平成17年5月9日要綱第2号  
平成18年5月29日要綱第14号  
平成19年5月31日要綱第15号  
平成20年5月20日要綱第18号  
平成21年6月5日要綱第11号  
平成22年5月28日要綱第17号  
平成23年6月10日要綱第13号  
平成25年7月2日要綱第25号  
平成26年5月30日要綱第23号  
平成26年6月23日要綱第27号  
平成27年6月17日要綱第19号  
平成28年6月8日要綱第26号

岡垣町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、幼稚園教育の振興に資するため、私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）が保育料の減免をする場合に、岡垣町長（以下「町長」という。）が行う私立幼稚園就園奨励費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定める。

(補助金の交付対象)

**第2条** 補助金は、次項に掲げる園児を持つ保護者（岡垣町在住で、当該園児の保育に関し保育料を納入している者に限る。以下「保護者」という。）に対し、設置者が入園料及び保育料を減免する場合に支給する。

2 支給対象園児は、当該年度の4月1日現在の年齢が5歳、4歳、3歳、及び満3歳到達による途中入園児（岡垣町在住の園児に限る。）で、現に私立幼稚園に在園する者とする。

3 年度の中で入園、又は他の幼稚園から転園した園児については、別に定める算式により支給

する。ただし、他の幼稚園で就園奨励費の交付を受けた者には、支給しない。

- 4 年度途中で退園、転園又は休園をした園児については、決定した補助金額が、保護者が在園中に支払った入園料・保育料を下回る場合は決定した補助金額をそのまま支給し、上回る場合は支払った入園料・保育料を上限に補助金を支給する。

これにより補助金の返還の必要が生じたときは、町長は保護者に対し還付請求を行う。還付請求を受け、若しくは受けることが明らかな保護者は退園時等に速やかに返却しなければならない。

(補助金交付の額)

**第3条** 園児1人につき、予算の範囲内において、別表第1及び別表第2に定める補助を行うことができる。但し、別表第2に掲げる要件に該当する場合であっても、小学校1年生から3年生の兄又は姉を有しないと仮定して別表第1を適用して算定した補助金額の合計額が、別表第2を適用して得られた補助金額の合計額を上回る場合は、別表第1を適用して補助金額を決定する。

- 2 別表第1及び別表第2中「所得割課税額」は、同一世帯に2人以上の所得者がいる場合、市町村 村民税所得割額の合計額により区分する。

(交付について)

**第4条** 補助金の交付は年1回とする。

(交付申請)

**第5条** 補助を受けようとする私立幼稚園の設置者は、町長に対し、次の各号に定める書類を添付のうえ、所定の期限までに補助金の交付申請をするものとする。

- (1) 私立幼稚園就園奨励費補助金申請書(様式1) …1部
- (2) 保育料等減免該当者名簿(様式2) …2部
- (3) 保育料等減免措置に関する調書 …1部
- (4) 入園料及び保育料の額が明らかになる書類 …1部
- (5) その他必要な書類 …1部

(異動報告)

**第6条** 設置者は、園児が次の各号に該当するときは、速やかに書類で町長へ報告しなければならない。

- (1) 入園及び退園したとき。
- (2) 前号のほか、補助を受ける資格がなくなったとき。

(確定)

**第7条** 町長は、補助金の交付申請を受けたときは、補助金の交付をするか否かを決定し、設置者

に通知する。

(実績報告)

**第8条** 設置者は、減免措置を完了した後、15日以内又は翌年の3月20日までのいずれか早い日までに、実績報告書及び支給領収書を各2部（原本1部及びコピー1部）を町長に提出するものとする。

(証拠書類)

**第9条** 補助金の交付を受けた設置者は、保育料の減免をしたことを明らかにした書類を備えておかなければならない。

(証拠書類の提出)

**第10条** 町長は、補助金の交付の事務処理上必要と認めるときは、前条の書類の提出を求めることができる。

(その他)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成13年6月4日から適用する。なお、岡垣町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成12年岡垣町教育委員会要綱第2号）は、廃止する。

#### 附 則（平成14年5月31日要綱第10号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

#### 附 則（平成15年5月30日要綱第10号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

#### 附 則（平成16年5月17日要綱第3号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

#### 附 則（平成17年5月9日要綱第2号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

#### 附 則（平成18年5月29日要綱第14号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

#### 附 則（平成19年5月31日要綱第15号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

#### 附 則（平成20年5月20日要綱第18号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年6月5日要綱第11号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年5月28日要綱第17号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年6月10日要綱第13号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年7月2日要綱第25号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年5月30日要綱第23号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年6月23日要綱第27号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年6月17日要綱第19号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年6月8日要綱第26号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

小学1年生から3年生までの兄又は姉（注釈1）を有しない園児の場合

（平成28年度）

区分		補助金額（年額／単位：円）		
		1 人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者 （第1子）	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者 （第2子）	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児 （第3子以降）
満3歳・3歳・4歳・5歳の園児に共通				
1号	生活保護世帯	308,000		
2号	平成28年度市町村民税が非	272,000	290,000	308,000

	課税となる世帯及び所得割額が非課税となる世帯	(308,000 注釈2)	(308,000 注釈2)	
3号	平成28年度市町村民税の所得割額が34,500円に①、②の合計を加えた額以下の世帯 ①：16歳未満の扶養親族の数×21,300円 ②：16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円	115,200 (217,000 注釈2)	211,000 (308,000 注釈2)	308,000
4号	平成28年度市町村民税の所得割額が171,600円に③、④の合計を加えた額以下の世帯 ③：16歳未満の扶養親族の数×19,800円 ④：16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円	62,200	185,000	308,000
5号	平成28年度市町村民税の所得割額が上記4号を超える世帯	30,000	154,000	308,000

備考：①世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。

②途中入園により、保育料が在園期間に応じて支払われる場合は、次の算式により減額して適用する。

上記の単価×(保育料の支払い月数+3)÷15(百円未満を四捨五入)

③実際の支払額が補助金額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

④市町村民税の所得割額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割額を用いて、所得階層区分を決定する。

⑤扶養親族の人数及び年齢は平成27年12月31日現在で計算する。

⑥市町村民税が確認できない場合は5号とする。

⑦3号及び4号の基準額算出方法は、市町村民税所得割課税世帯を対象に、3号又は4号に該当するか否かを判断するために、扶養親族の数に応じて基準額を引上げ、引上げ後の基準額と各世帯の市町村民税所得割の額を比較するものであり、調整の結果、2号になるものではない。

注釈1 1号から3号の世帯については、兄又は姉の年齢制限はない。

注釈2 1号から3号の世帯のうち、ひとり親等世帯については補助額が増額になる。

ひとり親世帯等とは、次に掲げる世帯をいう。

- ・生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- ・療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）
- ・国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）
- ・その他町長が要保護に準ずる程度に困窮していると認める者

**別表第2（第3条関係）**

小学校1年生から3年生までの兄又は姉（注釈1）を有する園児の場合

（平成28年度）

区分	補助金額（年額／単位：円）	
	小学校1年生から3年生までの兄・姉を有し	小学校1年生から3年生までの兄・姉を有しており、同一

	ており、就園している 場合の最年長者  (第2子)	世帯から2人以上就園してい る場合の次年長者及び小学校 1年生から3年生までに兄・ 姉を2人以上有している園児  (第3子以降)	
満3歳・3歳・4歳・5歳の園児に共通			
1号	生活保護世帯	308,000	308,000
2号	平成28年度市町村民税が非課税及び 所得割額が非課税となる世帯	290,000 (308,000注釈2)	308,000
3号	平成28年度市町村民税の所得割額が 34,500円に①、②の合計を加えた額 以下の世帯 ①：16歳未満の扶養親族の数× 21,300円 ②：16歳以上19歳未満の扶養親族の 数×11,100円	211,000 (308,000注釈2)	308,000
4号	平成28年度市町村民税の所得割額が 171,600円に③、④の合計を加えた額 以下の世帯 ③：16歳未満の扶養親族の数× 19,800円 ④：16歳以上19歳未満の扶養親族の 数×7,200円	185,000	308,000
5号	平成28年度市町村民税の所得割課税 額が上記4号を超える世帯	154,000	308,000

備考：①世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。

②途中入園により、保育料が在園期間に応じて支払われる場合は、次の算式により減額して適用する。

上記の単価×(保育料の支払い月数+3)÷15(百円未満を四捨五入)

③実際の支払額が補助金額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

- ④市町村民税の所得割額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割額を用いて、所得階層区分を決定する。
- ⑤扶養親族の人数及び年齢は平成27年12月31日現在で計算する。
- ⑥市町村民税が確認できない場合は5号とする。
- ⑦この表における「第2子」とは、同一世帯に属する小学校1年生から3年生までの兄又は姉1人を有する最年長の園児をいい、「第3子以降」とは、同一世帯に属する小学校1年生から3年生の兄又は姉1人を有する者であって同一世帯から2人以上就園している場合の第2子以外の園児及び同一世帯に属する小学校1年生から3年生までの兄又は姉を2人以上有している園児をいう。
- ⑧3号及び4号の基準額算出方法は、市町村民税所得割課税世帯を対象に、3号及び4号に該当するか否かを判断するために、扶養親族の数に応じて基準額を引上げ、引上げ後の基準額と各世帯の市町村民税所得割の額を比較するものであり、調整の結果、2号になるものではない。

注釈1 1号から3号の世帯については、兄又は姉の年齢制限はない。

注釈2 1号から3号の世帯のうち、ひとり親等世帯については補助額が増額になる。

ひとり親世帯等とは、次に掲げる世帯をいう。

- ・生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- ・療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）
- ・国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）
- ・その他町長が要保護に準ずる程度に困窮していると認める者



様式1 (第5条関係)

様式2 (第5条関係)